

議案第107号

大阪市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める 条例案

(趣旨)

第1条 この条例は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）第10条第1項の規定に基づき、移動等円滑化のために必要な道路（本市が管理する府道及び市道をいう。以下同じ。）の構造に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法、道路構造令（昭和45年政令第320号）及び移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第116号。以下「基準省令」という。）の例による。

(移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準)

第3条 第1条の基準は、次条から第8条までに定めるもののほか、基準省令第3条、第5条から第9条まで、第11条、第13条、第15条から第25条まで、第29条から第31条まで及び第33条から第36条まで並びに基準省令附則第2項及び第5項並びに基準省令第27条において準用する基準省令第13条、基準省令第28条において準用する基準省令第16条並びに基準省令第32条において準用する基準省令第31条第1項第1号から第3号まで、第5号及び第6号並びに第2項第2号から第4号までに定めるところによる。

(歩道等の有効幅員)

第4条 歩道の有効幅員は、大阪市が管理する道路の構造の技術的基準を定める条例（平成25年大阪市条例第 号。以下「道路構造条例」という。）第10条第3項に規定する幅員の値以上とするものとする。

2 自転車歩行者道の有効幅員は、道路構造条例第9条第2項に規定する幅員の値以

上とするものとする。

- 3 歩道又は自転車歩行者道（以下「歩道等」という。）の有効幅員は、当該歩道等の高齢者、障害者等の交通の状況を考慮して定めるものとする。

（車両乗入れ部）

第5条 前条の規定にかかわらず、車両乗入れ部のうち、第3条に定める基準のうち基準省令第6条第2項に係る部分を満たす部分の有効幅員は、2メートル以上とするものとする。

（立体横断施設に設けるエレベーター）

第6条 移動等円滑化された立体横断施設に設けるエレベーターは、基準省令第12条各号（第10号を除く。）に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合する構造とするものとする。

- (1) かご及び昇降路の出入口の戸は、利用者を感じし、戸の閉鎖を自動的に制止する機能を有すること
- (2) かご内の両側面及び乗降口には、車いす使用者が円滑に操作できる位置に操作盤を設けること
- (3) かご内及び乗降口に設ける操作盤は、押しボタン式とすること
- (4) かご内に設ける操作盤（第2号の車いす使用者が円滑に操作できる位置に設ける操作盤以外の操作盤を設ける場合にあつては、当該操作盤に限る。）に、停電等の非常の場合に外部の対応の状況を表示する聴覚障害者に配慮した装置を設けること
- (5) 第2号に掲げる基準に適合するかご内の両側面に設ける操作盤のうち1以上の操作盤には、呼びボタン付きのインターホンを設けること

（立体横断施設に設けるエスカレーター）

第7条 移動等円滑化された立体横断施設に設けるエスカレーターは、基準省令第14条各号に掲げる基準に適合する構造とし、かつ、その行き先又は昇降方向（階段状以外の形状のエスカレーターにあつては、進入方向）を音声により知らせる設備を

設けるものとする。

(自動車駐車場に設けるエレベーター)

第8条 自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口がない階（障害者用駐車施設が設けられている階に限る。）を有する自動車駐車場には、当該階に停止するエレベーターを設けるものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、エレベーターに代えて、傾斜路を設けることができる。

2 前項のエレベーターのうち1以上のエレベーターは、障害者用駐車施設へ通ずる歩行者の出入口に近接して設けるものとする。

3 第6条（基準省令第12条第1号から第4号までに係る部分に限る。）の規定は、第1項のエレベーター（前項のエレベーターを除く。）について準用する。

4 第6条の規定は、第2項のエレベーターについて準用する。

(基準省令等の改正に伴う経過措置)

第9条 基準省令（基準省令を改正する省令を含む。）の改正により、現にこの条例の規定による基準に適合している道路が当該基準に適合しないこととなる場合における必要な経過措置については、市規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第3条に定める基準のうち基準省令第3条に係る部分により歩道を設けるものとされる道路の区間のうち、一体的に移動等円滑化を図ることが特に必要な道路の区間について、市街化の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、第4条の規定にかかわらず、当分の間、当該区間における歩道の有効幅員を1.5メートルまで縮小することができる。

3 移動等円滑化された立体横断施設に設けられるエレベーター又はエスカレーターが存する道路の区間について、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない

場合においては、第4条の規定にかかわらず、当分の間、当該区間における歩道等の有効幅員を1メートルまで縮小することができる。

4 市道について、市街化の状況その他の特別の理由によりやむを得ないため、第3条に定める基準のうち基準省令第6条第2項に係る部分をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、当分の間、当該基準によらないことができる。

5 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、第5条の規定の適用については、当分の間、同条中「2メートル」とあるのは「1メートル」とする。

平成25年2月15日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づき、移動等円滑化のために必要な本市が管理する道路の構造に関する基準を定めるため、条例を制定する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 考)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（抄）

（道路管理者の基準適合義務等）

第10条 道路管理者は、特定道路の新設又は改築を行うときは、当該特定道路（以下この条において「新設特定道路」という。）を、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する条例（国道（道路法第3条第2号の一般国道をいう。以下同じ。）にあつては、主務省令）で定める基準（以下この条において「道路移動等円滑化基準」という。）に適合させなければならない。

2 - 5 省 略